

社会福祉法人北斗文化学園福祉会 定款

制定認可	平成 24 年 3 月 8 日
一部変更(認可)	平成 25 年 3 月 6 日
一部変更(認可)	平成 25 年 5 月 30 日
一部変更(認可)	平成 25 年 8 月 6 日
一部変更(認可)	平成 27 年 10 月 19 日
一部変更(認可)	平成 29 年 1 月 11 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 病児保育事業

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人北斗文化学園福祉会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を北海道室蘭市中央町 1 丁目 2 番 17 号に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会(以下、「委員会」という。)を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。
- 2 委員の選任は、理事会の決定により行う。
 - 3 委員会は、監事 1 名、法人職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名の委員で構成する。
 - 4 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
 - 5 理事会が前項の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
 - 7 委員が委員会に出席したときは、理事会において別に定める日当及び交通費を支給することができる。
 - 8 前 7 項に定めるほか、委員会の運営等について必要な事項は、理事会が別に定める。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬、日当、交通費)

- 第 8 条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、日当及び交通費を支給することができる。
 - 3 前項の支給額については、評議員会が定める「社会福祉法人北斗文化学園福祉会 役員等の報酬等に関する規程」による。

第 3 章 評議員会

(構成)

- 第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(招集手続き及び決議等の省略)

第 14 条 前 2 条の規定に関わらず、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般社団法人及び一般財団に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第 183 条及び第 194 条第 1 項並びに第 195 条の要件を満たしたときは、評議員会に関する招集手続き及び決議並びに理事の評議員会への報告を省略することができる。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

(運営)

第 16 条 前条第 2 項に規定する議長の選出方法ほか、評議員会の運営に必要な事項は、評議員会に

において別に定める。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数及び選任)

- 第 17 条 この法人には、評議員会の決議によって選任した次の理事及び監事(以下、「役員」という。)を置く。
- (1)理事 6名
 - (2)監事 2名
- 2 理事会の決議によって、理事のうちから理事長 1名を選定する。
 - 3 理事会の決議によって、理事長以外の理事のうちから、業務執行理事 1名を選定することができる。
 - 4 役員の選任に当たっては、その親族その他特殊の関係がある者が、理事については理事のうちに 1名を超えて含まれてはならず、監事についてはこれらの者が監事のうちに含まれてならない。
 - 5 監事は、この法人の評議員、理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(理事の職務及び権限)

- 第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 前項の監査報告書は定期的に作成し、理事会に報告するものとする。
 - 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬、日当、交通費)

第 22 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員が、評議員会及び理事会に出席し、あるいは理事会以外の日に法人業務を行なったときは、日当及び交通費を支給することができる。
- 3 前項の支給額については、評議員会が定める「社会福祉法人北斗文化学園福祉会 役員等の報酬等に関する規程」による。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員(以下、「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

(**募集手続及び決議等の省略**)

- 第 28 条** 前 2 条の規定に関わらず、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般法人法第 94 条第 2 項及び第 96 条並びに第 98 条第 1 項の要件を満たしたときは、理事会に関する募集手続及び決議並びに理事・監事の理事会への報告を省略することができる。
- 2 前項の規定のうち、決議の省略については、監事が当該提案について異議を述べたときを除き、また、理事・監事の理事会への報告の省略については、第 18 条第 4 項の規定による理事長及び業務執行理事の理事会への報告については適用しない。

(**議事録**)

- 第 29 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。
- 3 前項において、理事長が出席しなかったときの記名押印は、出席した理事全員とする。

第 6 章 資産及び会計

(**資産の区分**)

- 第 30 条** この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 北海道室蘭市高砂町 3 丁目 11 番 96 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 ほくと保育園園舎 1 棟 (1,328.85 m²)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(**基本財産の処分**)

- 第 31 条** 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、社会福祉法第 30 条に規定する所轄庁(以下、「所轄庁」という。)の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(**資産の管理**)

- 第 32 条** この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び法人が行う社会福祉事業の各施設に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6)財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定期評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、法人が行う社会福祉事業の各施設に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定期を主たる事務所及び法人が行う社会福祉事業の各施設に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1)監査報告
 - (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4)事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人北斗文化学園福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づ

定 款

き、役員の選任を行うものとする。

理事長 澤田 豊

理事 澤田 乃基

理事 門馬 一三四

理事 伊賀 猛

理事 小林 政利

理事 道林 久美子

監事 藤田 和則

監事 佐藤 正樹

附 則

(施行期日)

第 1 条 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 第 5 条に定める評議員の定数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、4 名とする。